

自治体病院の医師確保対策を求める意見書(長野県大町市議会)(第四〇〇号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(長野県茅野市議会)(第四〇一号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(長野県佐久市議会)(第四〇二号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(岐阜市議会)(第四〇三号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(岐阜県美濃市議会)(第四〇四号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(静岡県議会)(第四〇五号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(静岡県島田市議会)(第四〇六号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(静岡県富士市議会)(第四〇七号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(静岡県菊川市議会)(第四〇八号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(愛知県豊橋市議会)(第四〇九号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(愛知県碧南市議会)(第四一〇号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(愛知県常滑市議会)(第四一一号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(愛知県東海市議会)(第四一二号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(三重県伊賀市議会)(第四一三号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(滋賀県彦根市議会)(第四一四号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(大阪府岸和田市議会)(第四一五号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(大阪府箕面市議会)(第四一六号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(兵庫県明石市議会)(第四一七号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(兵庫県相生市議会)(第四一八号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(兵庫県伊勢原市議会)(第四三八号)

庫県加古川市議会(第四一九号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(兵庫県宝塚市議会)(第四二〇号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(兵庫県三木市議会)(第四二一号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(兵庫県川西市議会)(第四二二号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(和歌山県橋本市議会)(第四二三号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(広島県福山市議会)(第四二四号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(山口県下関市議会)(第四二五号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(山口県美祢市議会)(第四二六号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(香川県観音寺市議会)(第四二七号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(愛媛県西条市議会)(第四二八号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(長崎県松浦市議会)(第四二九号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(熊本県荒尾市議会)(第四三〇号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(熊本県水俣市議会)(第四三一号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(熊本県山鹿市議会)(第四三二号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(熊本県上尾市議会)(第四三三号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(熊本県上天草市議会)(第四三四号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(鹿児島県出水市議会)(第四三五号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(鹿児島県基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書(岩手県宮古市議会)(第四三六号)
自治体病院の医師確保対策を求める意見書(茨城県美浦村議会)(第四三七号)
住民基本台帳法の改正を求める意見書(神奈川県伊勢原市議会)(第四三八号)

住民基本台帳の原則非公開を求める意見書(長野市議会)(第四三九号)
住民基本台帳法の一部改正を求める意見書(兵庫県加古川市議会)(第四四〇号)
住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書(長崎県島原市議会)(第四四一号)
地方交付税の総額確保と財源保障・調整機能の充実強化を求める意見書(北海道忠類村議会)(第四四二号)
地方議会制度の充実強化に関する意見書(青森県三沢市議会)(第四四三号)
地方財政の充実・強化を求める意見書(長野市議会)(第四四四号)
地方議会制度の充実強化に関する意見書(岐阜県山県市議会)(第四四五号)
地方交付税の総額確保と制度堅持に関する意見書(愛知県豊橋市議会)(第四四六号)
地方議会制度の充実強化に関する意見書(愛知県東浦町議会)(第四四七号)
地方の自治体病院の医師確保を求める意見書(三重県朝日町議会)(第四四八号)
地方の自治体病院の医師確保を求める意見書(三重県香良洲町議会)(第四四九号)
地方の自治体病院の医師確保を求める意見書(三重県宮川村議会)(第四五〇号)
地方の自治体病院の医師確保を求める意見書(三重県紀伊長島町議会)(第四五一号)
地方の自治体病院の医師確保を求める意見書(三重県鵜殿村議会)(第四五二号)
地方交付税の総額確保と制度堅持に関する意見書(奈良県大和郡市議会)(第四五三号)
地方議会制度の充実強化に関する意見書(奈良県大和郡市議会)(第四五四号)
地方議会制度の充実強化に関する意見書(山口市議会)(第四五五号)
地方議会制度の充実強化に関する意見書(宮崎県都城市議会)(第四五六号)
農地等土地の固定資産税等の評価・課税の適正化に関する意見書(大阪府岸和田市議会)(第四

五七号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(北海道愛別町議会)(第四五八号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(北海道小平町議会)(第四五九号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(北海道苫前町議会)(第四六〇号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(北海道清水町議会)(第四六一号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(北海道豊頃町議会)(第四六二号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(北海道標津町議会)(第四六三号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(青森県平内町議会)(第四六四号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(岩手県胆沢町議会)(第四六五号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(岩手県普代村議会)(第四六六号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(宮城県川崎町議会)(第四六七号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(秋田県八郎潟町議会)(第四六八号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(秋田県井川町議会)(第四六九号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第四七〇号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(福島県月舘町議会)(第四七一号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(福島県湯川村議会)(第四七二号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(福島県棚倉町議会)(第四七三号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(福島県小野町議会)(第四七四号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(福島県双葉町議会)(第四七五号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(茨城県美野里町議会)(第四七六号)

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(茨城県岩間町議会)(第四七七号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(茨城県美浦村議会)(第四七八号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(栃木県足尾町議会)(第四七九号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(栃木県栗山町議会)(第四八〇号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(群馬県伊香保町議会)(第四八一号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(群馬県吉井町議会)(第四八二号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(群馬県昭和村議会)(第四八三号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(群馬県玉村町議会)(第四八四号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(群馬県大泉町議会)(第四八五号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(群馬県邑楽町議会)(第四八六号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(埼玉県嵐山町議会)(第四八七号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(埼玉県白岡町議会)(第四八八号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(埼玉県辰野町議会)(第四八九号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(長野県南箕輪村議会)(第四九〇号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(長野県長谷村議会)(第四九一号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(長野県阿南町議会)(第四九二号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(長野県清内路村議会)(第四九三号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(長野県浪合村議会)(第四九四号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(長野県大桑村議会)(第四九五号)

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(長野県穂高町議会)(第四九六号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(長野県三水村議会)(第四九七号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(岐阜県富加町議会)(第四九八号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(静岡県伊豆町議会)(第四九九号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(静岡県岡部町議会)(第五〇〇号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(静岡県新居町議会)(第五〇一号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(愛知県西春日町議会)(第五〇二号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(愛知県春日町議会)(第五〇三号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(愛知県大口町議会)(第五〇四号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(愛知県大治町議会)(第五〇五号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(愛知県阿久比町議会)(第五〇六号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(愛知県武豊町議会)(第五〇七号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(愛知県吉良町議会)(第五〇八号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(愛知県額田町議会)(第五〇九号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(三重県朝日町議会)(第五一〇号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(奈良県大宇陀町議会)(第五一一号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(和歌山県広川町議会)(第五一二号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(和歌山県白浜町議会)(第五一三号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(鳥取県大栄町議会)(第五一四号)

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(広島県熊野町議会)(第五一五号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(徳島県井川町議会)(第五一六号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(高知県香我美町議会)(第五一七号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(福岡県杷木町議会)(第五一八号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(福岡県川崎町議会)(第五一九号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(福岡県荊田町議会)(第五二〇号)
分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める
意見書(熊本県相良村議会)(第五二一号)
「骨太方針二〇〇五」における住民本位の地方財政確立に向けた意見書(秋田県大館市議会)(第五二二号)
「骨太方針二〇〇五」における住民本位の地方財政確立に向けた意見書(秋田県鹿角市議会)(第五二三号)
「骨太方針二〇〇五」における住民本位の地方財政確立に向けた意見書(秋田県田沢町議会)(第五二四号)
「骨太方針二〇〇五」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書(鳥取県大栄町議会)(第五二五号)
は本委員会に参考送付された。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○麻生国務大臣 電波法及び放送法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。
現在、総務省では、有限かつ希少な電波を、大胆かつ迅速に、成長が期待される無線ビジネスに開放する電波開放戦略を積極的に推進しております。この戦略の一層の推進を図るため、電波の有効利用の観点から、電波利用料の負担のあり方を見直して電波の経済的価値に係る諸要素を勘案した料額を定めるとともに、国民が携帯電話などの無線システムを、いつでもどこでも利用できる環境を積極的に整備等することが有用であります。あわせて、最近の放送事業をめぐる対内投資の増大等、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、国民生活に不可欠な情報の提供手段として重要な役割を担っております地上放送につきましては、外資規制の実効性を確保していくことが重要な課題となっております。これらが、今般、この法律案を提出した理由であります。
次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。
第一に、免許人等が無線局ごとに納めなければならない電波利用料につきましては、無線局の区分に応じ、使用する電波の周波数帯及び周波数の幅、設置場所等に依り細分して定めることとし、料額表の改定を行います。あわせて、広範囲の地域において同一の者が開設する無線局に専ら使用させることを目的とした広域専用電波を使用する免許人は、毎年、その周波数の幅等を勘案して算定される電波利用料を納めなければならないこととしております。
第二に、電波利用料の使途として、電波のより能率的な利用に資する技術に関する研究開発に要する費用を例示として追加します。また、携帯電話などの無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力を用いてこれらの無線通信を

号、第二号又は第四号)を加え、第三号を第四

同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第

し、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項

る当該無線通信の利用を可能とするため、

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当敷開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(三千メガヘルツ以下のものに限る。)の電波(以下この条において「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に四千五百八十六万九千八百円(別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百九十二万八千九百円)を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が
広域専用電波である場合において、当該認定
計画に係る認定開設者がその認定を受けた日
から起算して六月を経過する日までに当該認
定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受
けなかつたときは、当該認定開設者を当該六
月を経過する日に当該広域専用電波を最初に
使用する特定基地局の免許を受けた免許人と
みなして、前項の規定を適用する。

第百十六条第二十号中第百三条の二第三
項、第四項、第八項、第九項又は第十六項を
「第百三条の二第五項、第六項、第十項、第
十一項又は第十八項」に改める。

別表第五の次に次の三表を加える。

無線局の区分		金額
移動する無線局(三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。)	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	六百元
	航空機局又は船舶局又は船舶局以外のもの	六百元
	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	六百元
	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超え十五メガヘルツ以下のもの	七百元
	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	三十八万八百元
	空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	三十八万八百元

第一類第二号 総務委員会議録第三号 平成十七年十月十三日

三 人工衛星局(八)の項に掲げる無線局を除く。	三千メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	五千三百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	七千九百円
	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	二千四百五十万四千四百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	八千九百四十万六千七百五十円
四 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五)の項及び八の項に掲げる無線局を除く。	三千メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	十八万六千八百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	千八百八十八万七千五百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	六千四百四十二万九千六百円
	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	一億七千七百六十万八千八百円
五 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五)の項及び八の項に掲げる無線局を除く。	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	十八万六千八百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	九十五万七千七百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	四十七万七千二百円
	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	九万七千六百円
六 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五)の項及び八の項に掲げる無線局を除く。	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	五万二千二百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	九万七千六百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	九万七千六百円
	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五万二千二百円
七 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五)の項及び八の項に掲げる無線局を除く。	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	千二十八万三千九百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	五百十四万三千三百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	百三万八千八百円
	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	五十一万六千八百円
八 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五)の項及び八の項に掲げる無線局を除く。	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二千二百七十万六千二百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	千三百三十五万九千五百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	二百二十七万四千四百円
	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	百十三万八千四百円
九 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(五)の項及び八の項に掲げる無線局を除く。	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	四千二百七十万六千五百円
	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二千三百三十九万六千六百円
	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	四百二十一万百円
	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二百一十六万六千四百円

五	自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するた めに開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うも の（八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	あるもの	五万二百円
六	放送をす る無線局 （三の項及 び七の項に 掲げる無線 局並びに電 気通信業務 を行うこと を目的とす る無線局を 除く。）	六千メガヘル ツ以下の周波 数の電波を使 用するもの	テレビジ ョ ン放送をす るもの	七千四百円
		特定新規開設局であるもの	その他のもの	二万五千七百 円
七	多重放送をする無線局（三の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波 の周波数の幅 が百キロヘル ツを超えるもの	空中線電力が二 百ワット以下の もの 三万六千五百 円
			使用する電波 の周波数の幅 が百キロヘル ツを超えるもの	空中線電力が二 百ワットを超え 五十キロワット 以下のもの 十一万四千二 百円
八	実験無線局及びアマチュア無線局	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が二 百ワットを超え 五十キロワット 以下のもの 二百十四万三 千四百円	空中線電力が二 百ワットを超え 五十キロワット 以下のもの 二百十四万三 千四百円
			空中線電力が五 キロワットを超 えるもの 二万五千七百 円	空中線電力が五 キロワットを超 えるもの 二万五千七百 円
九	その他の 無線局	三千メガヘル ツ以下の周波 下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以 下のもの	一万八千三百 円
			使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以 下のもの	一万八千三百 円

数の電波を使 用するもの	使用する電波の周波数の幅 が三メガヘルツを超えるもの	放送の業務 の用に供す るもの（多 重放送の業 務の用に供 するものを 除く。）	使用する電波 の周波数の幅 が四百キロヘ ルツ以下のもの	設置場所が第一 地域の区域内に あるもの	九十六万四千 四百円
				設置場所が第二 地域の区域内に あるもの	四十八万七千 八百円
				設置場所が第三 地域の区域内に あるもの	十万六千四百 円
				設置場所が第四 地域の区域内に あるもの	五万八千七百 円
				設置場所が第一 地域の区域内に あるもの	二十一万六千 三百円
				設置場所が第二 地域の区域内に あるもの	十一万三千七 百円
				設置場所が第三 地域の区域内に あるもの	三万六千六百 円
				設置場所が第四 地域の区域内に あるもの	二万三千三百 円
				設置場所が第一 地域の区域内に あるもの	四十七万二千 八百円
				設置場所が第二 地域の区域内に あるもの	三十一万八千 九百円
				設置場所が第三 地域の区域内に あるもの	七万二千六百 円
				設置場所が第四 地域の区域内に あるもの	四万九千九百 円

[illegible]

ガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからニまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄の金額とを合算した金額から、当該イからニまでに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 六百元

ロ 三の項に掲げる無線局 一万七千七百円

ハ 四の項に掲げる無線局 二千七百円

ニ 九の項に掲げる無線局 一万千円

八 次のイからニまでに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該イからニまでに定める金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 五百円

ロ 二の項に掲げる無線局 四千四百円

ハ 四の項に掲げる無線局 二千七百円

ニ 五の項に掲げる無線局 千八百円

九 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に關する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七(第百三条の二関係)

区域	係数
一 北海道の区域	〇・〇三〇五
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇五二七
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四四五五
四 新潟県及び長野県の区域	〇・〇二五一
五 富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一六八
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一一九〇
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六六七
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇四一六
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇二二五

十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇七二四
十一 沖縄県の区域	〇・〇〇七三
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五五三八
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四四六三
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二二二八
十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八三四

別表第八(第百三条の二関係)

無線局の区分	金額
一 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	二千七百二十円
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二千五百円
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二千三百二十円
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	二千三百円
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二千五百円

備考

一 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。

二 人工衛星局の免許人が当該人工衛星局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用する無線局であつて、陸上に開設するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、二千二百八十円とする。

(放送法の一部改正)

第二条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の八第一項中「掲げる者」の下に「又は同条第四項第三号ロに掲げる者」を加え、同条第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由次項において「欠格事由」という。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 人工衛星の無線局により放送を行う場合

- (次号に掲げる場合を除く。) 電波法第五
条第四項第二号に定める事由
二 受託放送事業者である場合 電波法第五
条第一項第四号に定める事由
三 前二号に掲げる場合以外の場合 電波法
第五條第四項第二号又は第三号に定める事
由

第五十二條の八第二項中「前項を」第一項に
改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次
に次の二項を加える。

- 2 前項の一般放送事業者は、株券等の保管及
び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三
十号)第三十一条第一項の規定による通知に
係る同法第三十条第一項に規定する実質株主
のうちの外国人等が同項の規定により各自有
するものとみなされる株式のすべてについて
同法第三十二条第二項の規定により実質株主
名簿に記載し、又は記録することとした場合
に欠格事由に該当することとなるときは、同
項の規定にかかわらず、特定外国株式(欠格
事由に該当することとならないように当該株
式の一部に限って実質株主名簿に記載し、又
は記録する方法として総務省令で定める方法
に従い記載し、又は記録することができる株
式以外の株式をいう。)については、同項の規
定により実質株主名簿に記載し、又は記録す
ることを拒むことができる。

- 3 前二項の規定により株主名簿又は実質株主
名簿に記載し、又は記録することを拒むこと
ができる場合を除き、電波法第五條第四項第
三号イに掲げる者により同号ロに掲げる者
を通じて間接に占められる議決権の割合が増加
することにより、株主名簿又は実質株主名簿
に記載され、又は記録されている同号ロに掲
げる者が有し、又は有するものとみなされる
株式のすべてについて議決権を有することと
した場合に株式会社である一般放送事業者
(人工衛星の無線局により放送を行う一般放
送事業者を除く。)が同号に定める事由に該当

することとなるときは、特定外国株主株主
名簿又は実質株主名簿に記載され、又は記録
されている同号イ及びロに掲げる者が有し、
又は有するものとみなされる株式のうち同号
に定める事由に該当することとならないよう
に総務省令で定めるところにより議決権を有
することとなる株式以外の株式を有する株主
をいう。)は、当該株式についての議決権を有
しない。

第五十二條の十三第一項第五号ト中「第七
十五條を」第七十五條第一項に改める。

第五十二條の二十八第一項中「電波法第五
条第一項第一号から第三号まで」の下に「掲げる
者又は同条第四項第三号ロを加え、同条第四
項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第
一項第四号)を」次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定める事由(次項において
「欠格事由」という。)に改め、「同号二」との
下に、「同条第二項中「欠格事由」とあるのは
「に」第五十二條の十三第一項第五号二」と、「同
項の規定にかかわらず」とあるのは「同法第三
十二條第二項の規定にかかわらず」と、「欠格事
由」とあるのは「同号二」とを加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中電波法第百三十三條の二第二項第三号
の改正規定、同項に一号を加える改正規定及
び附則第六條の規定 公布の日
二 第一条中電波法第五條及び第七十五條の改
正規定、第二条並びに附則第五條及び第八條
の規定 公布の日から起算して六月を超えな
い範囲内において政令で定める日
(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)前に免許又は第一条の規定による改正前の

電波法(以下「旧電波法」という。)第二十七條の
十八第一項の登録を受けた無線局については、
第一条の規定による改正後の電波法(以下「新電
波法」という。)第百三十三條の二第二項、第五項、
第六項及び第十三項の規定は、次の各号に掲げ
る当該無線局の区分に応じ、当該各号に定める
日以後の期間に係る電波利用料について適用
し、当該各号に定める日以前の期間に係る電波利
用料については、なお従前の例による。

- 一 免許(旧電波法第二十七條の五第一項の免
許以下「包括免許」という。)を除く。附則第
四條において単に「免許」という。又は旧電波
法第二十七條の十八第一項の登録(旧電波法
第二十七條の二十九第一項の登録(以下「包括
登録」という。))を除く。附則第四條において
単に「登録」という。を受けた無線局 施行日
以後最初に到来する新電波法第百三十三條の二第
一項に規定する応当日

- 二 包括免許又は包括登録(以下「包括免許等」
という。)に係る無線局 包括免許等の日が平
成十七年十月一日以後である場合にあつては
その包括免許等の日、包括免許等の日が同月
一日前である場合にあつては同日以後最初に
到来する同年又は平成十八年におけるその包
括免許等の日に応当日(同年に該当する
日がないときは、同年三月一日)

- 2 旧電波法第百三十三條の二第三項又は第四項の規
定により納付された前項第二号に定める日以後
の期間に係る電波利用料の金額が新電波法第百
三十三條の二第五項又は第六項の規定による電波利
用料の金額を超えるときは、当該超える部分の
金額を当該納付をした同条第五項に規定する包
括免許人等である者が納付すべき同条第二項に
規定する広域専用電波(次条において単に「広域
専用電波」という。)に係る電波利用料に充当す
ることができる。

- 3 施行日前に旧電波法第百三十三條の二第十三項の
規定により前納された第一項第一号に定める日
以後の期間に係る電波利用料は、新電波法第百

三條の二第二項の規定により当該前納に係る期
間のうち同号に定める日以後の各一年の期間に
つき納付すべきこととなる電波利用料に、先に
到来する一年の期間の分から順次充当するもの
とする。

第三条 平成十七年十月一日以前に広域専用電波
を使用する無線局の免許を受けた者に対する施
行日から平成十八年九月末日までの期間につい
ての新電波法第百三十三條の二第二項前段の規定の
適用については、同項前段中「毎年十一月一日
までに、その年の十月一日から始まる一年の期
間について」とあるのは、「電波法及び放送法の
一部を改正する法律(平成十七年法律第
号)の施行の日から起算して三十日以内に、同
法の施行の日から平成十八年九月末日までの期
間について」とする。

- 2 平成十七年十月二日から施行日の前日までの
間に広域専用電波を最初に使用する無線局の免
許を受けた者に対する施行日から平成十八年九
月末日までの期間についての新電波法第百三十三
條の二第二項前段の規定の適用については、同項
前段中「毎年十一月一日までに、その年の十月
一日から始まる一年の期間について」とあるの
は「電波法及び放送法の一部を改正する法律平
成十七年法律第 号)の施行の日から起算
して三十日以内に、同法の施行の日から平成十
八年九月末日までの期間について」と、「得た
額」とあるのは「得た額に当該免許人に係る免許
の日から同月末日までの期間の月数を十二で除
して得た数を乗じて得た額」とする。

第四条 新電波法第百三十三條の二第一項の規定によ
るもののほか、施行日前に免許又は登録(以下
この条において「免許等」という。)を受けた無線
局(平成十七年十月一日から施行日の前日まで
の間に免許等を受け、又は旧電波法第百三十三條の
二第一項に規定する応当日が到来したものに限
る。)の新電波法第二十六條の二第五項に規定す
る免許人等は、電波利用料として、施行日から
起算して三十日以内に、施行日から附則第二

第一項第一号に定める日までの期間について、新電波法別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額から旧電波法第百三条の二第一項の表の下欄に掲げる金額を控除した金額当該免許等の有効期間の満了の日が平成十八年九月末日以前である場合は、その額に平成十七年十月一日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、新電波法第百三条の二第十四項の規定を準用する。

第五号 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧電波法第四条の免許を受けて開設されている公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信をする無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務を行うことを目的とするもの、旧電波法第五条第五項の受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星に開設するものを除く。）の免許人が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において新電波法第五条第四項第三号に掲げる者に該当することとなる場合における当該免許人に係る第二条の規定による改正後の放送法第五十二条の八第三項の規定の適用については、同項中「電波法第五条第四項第三号イ」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同法第一条の規定による改正後の電波法第五条第四項第三号イ」と、「議決権の割合が増加することにより」とあるのは「議決権の割合が」とする。

（政令への委任）
第六号 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（郵便振替法の一部改正）
第七号 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）

第一類第二号 総務委員会議録第三号 平成十七年十月十三日

の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第百三条の二第二項」を「第百三条の二第四項」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第八号 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十四条を次のように改める。

（放送法の一部改正）
第六十四号 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）」に改める。

第五十二条の八第二項中「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十一条第一項」を「社債等振替法第百五十一条第一項又は第八項」に、「同法第三十条第一項に規定する実質株主のうち」を「株主のうち」に、「同項の規定により各自有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条第二項」を「社債等振替法第百五十二条第二項」に、「実質株主名簿」を「株主名簿」に改め、同条第三項中「株主名簿又は実質株主名簿」を「株主名簿」に、「有し、又は有するものとみなされる」を「有する」に改める。

第五十二条の二十八第一項中「同法第三十二条第二項」を「社債等振替法第百五十二条第二項」に改める。

理由
電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、電波利

用共益費用の使途の範囲を見直す等のほか、放送に係る外資規制の実効性を確保するため、外国人等が議決権の一定割合以上を占める法人又は団体が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年十月十八日印刷

平成十七年十月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E